

入園申込みに必要な書類

I (新規、認定区分変更の方)

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

(継続利用の方)

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定現況届

※職業欄はすべて記入してください。(職場及び学校名まで)

※別居の父母、きょうだいがいらっしゃる方は、備考欄にご記入ください。

※新規入園希望の方は個人番号が確認できるものをご持参ください。

(個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等)

II 家庭保育を出来ないことを証明する書類

※保護者(父・母)が対象です。

※同居の祖父母(60歳未満のみ)の方もご提出ください。

※提出書類の様式は市役所2F こども未来課、各保育園又は各認定こども園に
あります。武雄市役所ホームページからもダウンロードできます。

- 1 会社勤務(パートなど)・自営業・内職：就労証明書(月48時間以上の就労)
※自営の場合は、自営を証明する書類の提出が必要です。
(直近の確定申告書(写)等の収入を証明するものや営業許可証(写)開業届(写)等)
※農業は農業所得申告がある方と専従者のみ。農業を証明する書類の提出が必要です。
(直近の確定申告書(写)等の収入を証明するもの)
※令和5年度の証明。年度途中で期限が切れる場合は再提出が必要です。
- 2 出産：申立書、母子手帳のコピー
(入所期間は、出産予定日の前後おおむね8週間ずつとなります。)
- 3 病気：通院・入院申立書
- 4 祖父母等の介護：介護(看護)証明書
(障がい者手帳等のコピーが必要です。)
- 5 求職中：求職活動申立書
(求職活動での保育認定期間は年度内で3ヶ月間となります。求職活動の延長は原則できません。)
- 6 育児休業中(継続利用のみ)：育児休業証明書
※年度の途中で育児休業に入られる場合は、出産後1ヵ月を目途に育児休業証明書を提出してください。

●記入漏れや内容についての疑義がある場合は、電話での問い合わせや訪問調査をすることがありますので、あらかじめご了承ください。

※実施内容の変更、支給認定区分の変更等について・・・提出された申請の記載事項に変更があった場合は、速やかにこども未来課に届け出てください。変更内容は月末までに届出されたものが翌月から適用されます。月途中での変更はできません。

Ⅲ 次に該当する場合は、それぞれの資料を必ず提出してください。

ひとり親の場合	「児童扶養手当証明書（写）」または「ひとり親家庭等医療費受給資格証（写）」
入所児童に障がいがある場合	「特別児童扶養手当証書（写）」 「障がい者手帳（写）」または「療育手帳（写）」 ※特別児童扶養手当優先。
同居親族に障がい者がいる場合	「障がい者手帳（写）」または「療育手帳（写）」

☆転入の方について

- 税情報については、前住所地に確認させていただきます。保育料算定等に係る情報が確認できない場合は、所得課税証明書を提出していただく場合があります。（令和4年1月1日の住所地で確認）
- 単身赴任等で住所が武雄市にない場合も同様です。
- 3歳以上児についても、副食費徴収又は免除の決定の際に税情報が必要となります。

☆税情報が確認できない場合

- 暫定的に市が定める保育料を適用し、税情報確認後に改めて算定を行います。納付された保育料の差額は遡って追徴または還付となります。
- 副食費についても暫定的に徴収の対象となり、税情報確認後に徴収又は免除の決定を行います。

【問合せ先】

武雄市こども教育部こども未来課

TEL 0954-23-9215